

会員監察規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(合同検査等)</u></p> <p><u>第13条 本所は、日本証券業協会と共同して監察を行うことができる。</u></p> <p><u>2 本所は、会員が国内の他の証券取引所の会員又は取引参加者である場合は、当該証券取引所と共同して監察を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年9月22日から施行する。</p>	<p><u>(共同監察)</u></p> <p><u>第13条 本所は、会員が国内の他の証券取引所の会員である場合は、当該証券取引所と共同して監察を行うことができる。</u></p>